

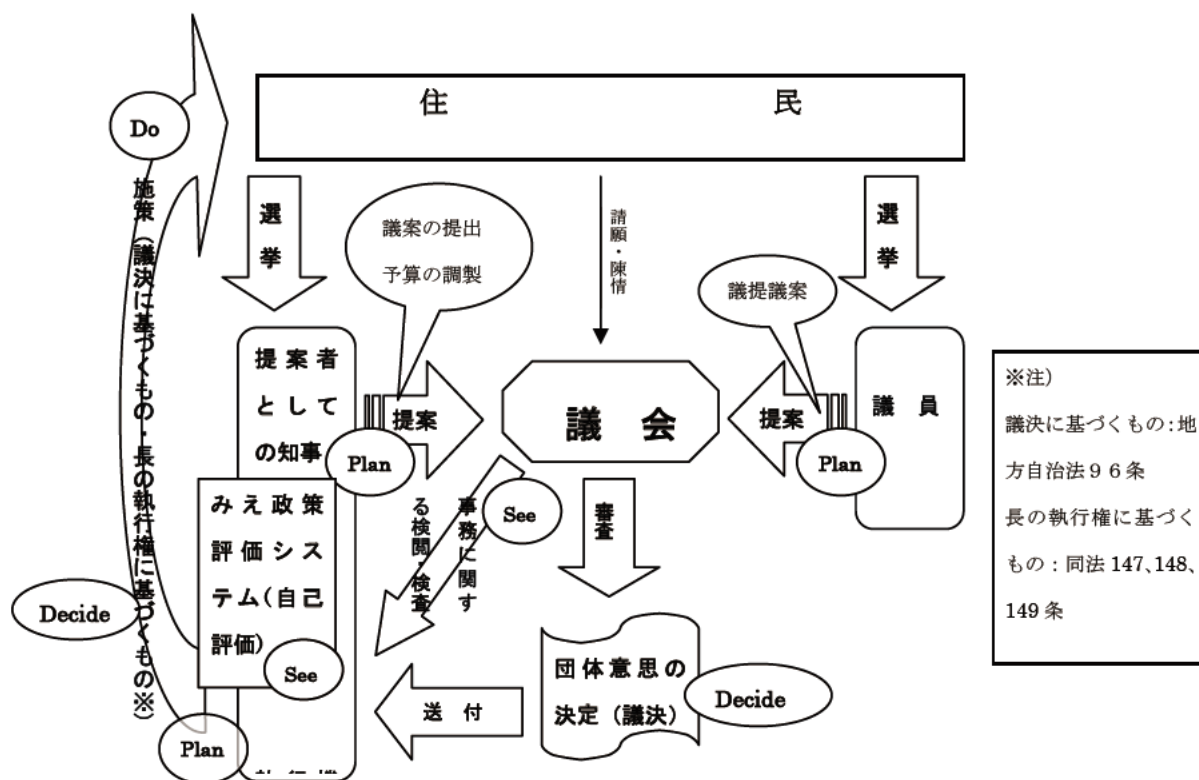
### 3 ニュー・パブリック・マネジメントと長と議会の関係

#### (1) Plan-Decide-Do-See サイクル

憲法において、自治体は二元代表制をとっており相互けん制・抑制と均衡により、県民の福祉の向上を図ることを目的とする自治体と、収益性、効率性を重んじる民間企業の経営とは異なる。企業の経営の考え方や手法を行政に導入するニュー・パブリック・マネジメントを取り入れることは、知事の行政執行上の問題である。しかし、このニュー・パブリック・マネジメントのマネジメント・サイクルを議会にまで拡大して考えることについては、憲法が規定する二元代表制、地方自治法上からも検討する必要がある。

あえて、議会による議決という「決定」機能に注目して Plan-Decide-Do-See サイクルととらえた概念図が図-1である。

図-1 長と議会の関係



ニュー・パブリック・マネジメントのフレームによれば、長、行政機構、議会の関係は次のとおりである。

長は戦略計画を策定し、個々の重点政策の目的に見合った数値化された目標を提示する。行政機構は戦略計画の具体案を作成し、これらを達成するための手段である施策・事業を体系的に関連づけてゆく。長はこれらの一連の計画の枠組みを議会に提示し、議会は戦略計画のビジョン、優先順位について判断し、手段となる施策・事業の有効性について評価を行う。さらに、政策の実施状況については、長が設定した数値化された目標に従って議会がこれを評価・監視する。長は成果のあがらない分野の施

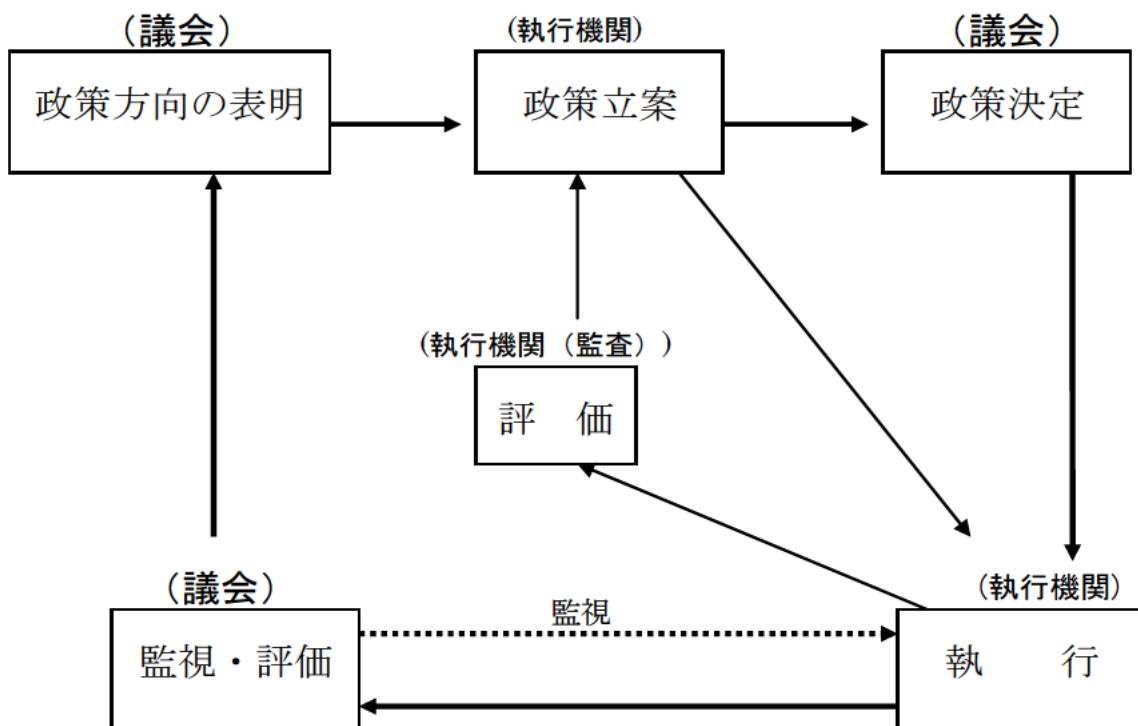
策・事業の有効性・妥当性を評価し、意思決定プロセスにフィードバックさせることで、施策・事業の改廃がダイナミックに行われる（大住荘四郎「パブリック・マネジメント」日本評論社）。

しかし、議会は、数値目標自体が適正であるかどうか、また、その成果指標が事業そのものの有効性を判断するうえで妥当であるかどうか、さらには、ニュー・パブリック・マネジメントの考えを取り入れた行政評価が評価手法として適切であるのかなど、ニュー・パブリック・マネジメントの考え方にとらわれず、様々な観点から評価することができる。ニュー・パブリック・マネジメントのフレームは議会の監視機能を発揮する場合のツールの一つとして使用できると考える。

## (2) もう一つの Plan-Do-See サイクル

中間報告では、執行機関限りの Plan-Do-See サイクルと、もう一つ別次元のサイクルとして「議会による政策方向の表明（Plan）→政策決定（Decide）→執行の監視・評価（Do-See）→次の政策方向の表明（Plan）」があると示した。（図-2 参照）

図-2 中長期的な視点に立った新しいシステムの構築（政策サイクル）



「執行機関限りの Plan-Do-See サイクル」がすなわち政策推進システムで、政策推進システム上の政策立案がなされる前に、議会が「政策方向の表明」によって意思表示をし、政策立案が議会の表明した意思に合致するとき「政策決定」を議決として行い、その執行を議会が「監視・評価」して次なる「政策方向の表明」へとつ

なげる。執行機関は別途内部評価を行い、政策立案に反映させるという考え方である。

ニュー・パブリック・マネジメントの理論のなかでは、議会と長との関係については十分に論じられていない。これは、ニュー・パブリック・マネジメントの目的とするところが、執行機関が住民に提供する行政サービスの生産性の向上にあり、執行機関内部での「行政経営」に留まるものであるからと考えられる。

先に紹介したニュー・パブリック・マネジメントのフレームでは、戦略計画の策定と個々の重点政策の目的に見合った数値目標の提示は長の役目となっている。中間報告でのフレームはそれをさらに踏み込んで、議会が、長の策定する戦略計画と数値目標に基本的な方向付けを与えようとするところにポイントがある。

以下の章では、この中間報告で示した政策サイクルも考慮し検討を行う。